

# 競技会規則

## (Competition Rules : CR)

### 競技会規則・第1部 総則

#### CR 1. 競技会の開催認可

- 1.1 WAは、地域陸連と協力して、全世界の競技システムを指導・管理する責任を有する。WAの競技カレンダーとそれぞれの地域の加盟団体の競技カレンダーが重複しないように、あるいはその重複が最小になるように調整する。すべての国際競技会は、CR1に従ってWAまたは1つの地域陸連により認可されなければならない。国際大会を合体または統合してシリーズ／ツアーまたはリーグ戦を行う場合は、かかる活動に必要な規定または契約条件も含め、WAまたは当該地域陸連から許可を受けなければならない。運営は第三者に委託することができる。1つの地域陸連がこれらの規則に準拠して国際競技会を適切に管理できない場合、WAは必要に応じて介入し必要な対策を講じることができる。
- 1.2 WAだけがオリンピック大会で陸上競技大会、およびワールド・アスレティック・シリーズに含まれる競技会を組織する権利を有するものとする。
- 1.3 WAは奇数年に世界選手権を主催する。
- 1.4 地域陸連は地域の選手権大会を主催する権利を有し、必要とみなすことができれば、そのようなその他の地域間のイベントを組織できる。
- 1.5 WAの認可を要する競技会
  - 1.5.1 国際競技会定義1.2、1.3、1.4及び1.5に掲げたすべての国際競技会はWAの許可が必要である。
  - 1.5.2 許可証の申請は、当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の陸連が、大会12カ月前、またはWA事務総長が他に定める締め切り日前にWA事務総長に対して行う。

## 1.6 地域陸連の認可を要する競技会

1.6.1 国際競技会定義1.7,1.8,1.9,及び1.10に掲げられたすべての国際競技会に対して、地域陸連の認可証が必要である。国際招待大会または競技会で、出場料、賞金、現金以外の賞品の価値が総額で25万米ドルを超える場合、または、種目別で2万5000米ドルを超えるものが1種目でも含まれる場合、認可証は、当該地域加盟団体とWAの間で開催日に関する協議が行われるより前に発行してはならないものとする。

1.6.2 認可証の申請は、当該の国際競技会が開催される国またはテリトリー（領土）の加盟団体が、大会12カ月前、または当該加盟団体が他に定める締め切り日前に、適切な地域加盟団体に対して行う。

## 1.7 加盟団体が認可する競技会

加盟団体は自国の競技会を認可することができる。また外国人競技者は国際競技会規則の要件に従い、かかる競技会に参加することができる。国内競技会に外国人競技者が参加する場合、当該国内競技会に出場する全競技者の出場料、賞金、現金以外の賞品の価値は、総額で5万米ドルを超えてはならず、種目別で8,000米ドルを超える種目があってはならない。WA、開催地の加盟団体、または所属陸連の規則の下で陸上競技への参加資格が認められていない場合、競技者は一切、かかる競技会に参加することができない。

## CR 2. 国際競技会を実施するための統括規則

2.1 カウンシルは本規則に準拠して国際競技会を実施し、競技者、競技者代理人、大会組織者および複数の加盟陸連の関係を律する規定を定めることができる。カウンシルはこれらの規定をうまく適合するように変更または修正できる。

2.2 WAおよび地域陸連は、適用できる規則や規定に確実に準拠しているのを確認するために、WAおよび地域陸連の許可証をそれぞれ必要とする国際競技会に参加する1名以上の代表者を指定できる。WAまたは地域陸連の要請により、そのよ

うな代表者は問題の国際競技会が終わってから30日以内に  
準拠性に関する報告書を提出する。